

# 特定非営利活動法人日本知的障がい者サッカー連盟 強化委員会および日本代表規定

## 第1章 総則

### 第1条（総則）

特定非営利活動法人日本知的障がい者サッカー連盟（以下「連盟」という。）の強化委員会スタッフと強化指定選手および日本代表スタッフと日本代表選手の役割と選考について、この規定の定めるところによる。

## 第2章 強化委員会

### 第2条（強化委員会の目的）

- 1、強化委員会は、強化委員長と強化委員で構成され、知的障がい者サッカーの強化を図ることを目的とする。
- 2、強化委員会は、日本代表の強化と選手の発掘や育成を行う。
- 3、強化委員会は、日本代表のアンダーカテゴリーの強化、発掘および育成を行う。

### 第3条（強化委員長）

- 1、強化委員長は、連盟理事会より任命され連盟の理事となる。
- 2、強化委員長は、強化の代表者として日本代表の強化にあたる。
- 3、強化委員長は、日本代表監督の選考と査定等を行い連盟理事会に報告をし、連盟理事会の承認を受ける。

### 第4条（強化委員）

- 1、強化委員は各地域のトレセンコーチ担当者とし、連盟の技術委員長から委嘱を受けたものとする。
- 2、強化委員は（公財）日本サッカー協会公認B級コーチライセンス取得（取得見込も含む）以上とし、年間を通して選手の指導育成に取り組むものとする。
- 3、強化委員は、日本代表強化合宿、日本代表候補強化合宿、U18 日本代表候補強化合宿に参加することや、連盟主催の指導者講習会に参加することとする。
- 4、強化委員は、知的障がいの特性を理解し個性に応じた対応ができることを必須とする。

### 第5条（地域トレセンコーチ）

- 1、各地域トレセンコーチは、各都道府県連盟からの推薦とし、（公財）日本サッカー協会公認C級コーチライセンス取得（取得見込も含む）以上を原則とする。
- 2、各地域トレセンコーチは、知的障がいの特性を理解し個性に応じた対応ができることを必須と

する。

#### 第6条（強化指定選手）

- 1、強化指定選手は各都道府県からの推薦で、各地域のトレセンで活動をする選手とする。
- 2、強化指定選手は各大会等で活躍した選手が、強化委員の推薦により選出される場合もある。
- 3、強化指定選手はサッカーのプレーヤーとしてだけでなく、社会人として、または学生として周囲からも認められる選手とする。

### 第3章 日本代表

#### 第7条（日本代表の目的）

世界選手権等の国際大会で勝利し、サッカーを楽しむ知的障がい者の目標となることを目的とする。

#### 第8条（日本代表スタッフ）

- 1、日本代表スタッフは、原則として監督1名、コーチ2名、ゴールキーパーコーチ1名、コンディショニングコーチ1名、総務1名の6名とする。
- 2、日本代表監督は、(公財)日本サッカー協会公認A級コーチジェネラルライセンス取得（取得見込も含む）以上を原則とする。
- 3、日本代表コーチは、(公財)日本サッカー協会公認B級コーチライセンス取得（取得見込も含む）以上を原則とする。
- 4、日本代表ゴールキーパーコーチについては、(公財)日本サッカー協会公認ゴールキーパーB級コーチライセンス取得（取得見込も含む）以上を原則とする。
- 5、日本代表監督は、強化委員長と事務局長と協議し、第8条1項の他に専門的指導者や日本代表活動に必要な人材を、日本代表スタッフに任命することが出来る。
- 6、日本代表スタッフは、知的障がいの特性を理解し個性に応じた対応ができることを必須とする。

#### 第9条（日本代表候補選手）

- 1、日本代表候補選手は、下記の要素を満たしていること、または満たすことが期待できる選手の中から、日本代表監督がスカウティングやセレクションを通じて選考し、日本代表監督より選出された選手を日本代表候補選手とする。
  - 1-1、サッカーの技術（止める、蹴る、運ぶ）の高い選手
  - 1-2、フィジカル（体格、スピード、持久力、パワー、コンタクトスキル）の高い選手
  - 1-3、ハードワークができる選手
  - 1-4、闘志（ゲームのなかで闘う気持ち）のある選手
  - 1-5、サッカーと周囲の話しを理解でき、それを実行できる選手
  - 1-6、人間性の高い選手
  - 1-7、質の高いトレーニングを継続的に受けることができる環境がある選手

